

薬生発0627第11号
令和4年6月27日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」の一部改正について

薬局開設者及び店舗販売業者に対しては、薬局又は店舗の従業員が薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるよう、名札を付けさせる等の措置を講じることを医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「薬機法施行規則」という。）第15条及び第147条の2により求めており、当該名札には、薬剤師、登録販売者又は一般従事者の氏名を記載させることを「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成21年5月8日薬食発第0508003号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「局長通知」という。）により示しているところです。

今般、ストーカー被害やカスタマーハラスメントの防止等の観点から、名札の氏名記載の方法について見直しを行い、局長通知の一部を下記のとおり改正することとしたため、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等へ周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

局長通知の一部を別添のとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号)関係</p> <p>1 薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)関係</p> <p>1 薬局に関する事項</p> <p>(8) その他</p> <p>その他の薬局について、次のように定めたこと。</p> <p>⑥ 薬局開設者は、その薬局に勤務する従事者に、薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるよう名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならないこととしたこと。(新施行規則第15条の2関係)</p>	<p>第3 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号)関係</p> <p>1 薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)関係</p> <p>1 薬局に関する事項</p> <p>(8) その他</p> <p>その他の薬局について、次のように定めたこと。</p> <p>⑥ 薬局開設者は、その薬局に勤務する従事者に、薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるよう名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならないこととしたこと。(新施行規則第15条の2関係)</p> <p>なお、薬剤師又は登録販売者には、氏名に加えて「薬剤師」又は「登録販売者」と記載した名札を付けさせるか、氏名を記載した名札に加えて薬剤師又は登録販売者の別を記載したバッジ等を付けさせることとし、一般従事者には、氏名のみを記載した名札又は氏名に加えて「一般従事者」と記載した名札を付けさせること。<u>なお、ストーカー被害やカスマーハラスマントの防止等の観点から、薬局開設者が適切に判断し、薬剤師、登録販売者又は一般従事者が氏名に代わって、姓のみ又は氏名以外の呼称を記載した名札を付けすることを認めても差し支えないこと。姓のみ又は氏名以外の呼称を記載することとする場合は、薬局開設者は、薬局の営業時間中に従事する薬剤師、登録販売者又は一般従事者の特定のため、名札への記載名について実名と照合できることを把握及び管理すること。</u></p> <p>また、名札による区別のほか、衣服等による区別を行</p>

うことが望ましいこと。この場合において、一般従事者がいわゆる白衣を着用する等、購入者等からみて紛らわしい衣服を着用させることは避けること。

2 店舗販売業に関する事項

(7) その他

その他の店舗販売業について、次のように定めたこと。

- ⑤ 店舗販売業者は、その店舗に勤務する従事者に、薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるよう名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならないこととしたこと。(新施行規則第142条において準用する新施行規則第15条の2関係)
- なお、薬剤師又は登録販売者には、氏名に加えて「薬剤師」又は「登録販売者」(既存薬種商及び旧薬種商以下「既存薬種商等」という。)であって、登録販売者試験に合格した者とみなされ、販売従事登録を受けた者(以下「みなし合格登録販売者」という。)については併せて「薬種商」と記載しても差し支えないが、この場合において、薬種商に関する説明を表示した掲示を行うこと。)と記載した名札を付けさせるか、氏名を記載した名札に加えて、薬剤師又は登録販売者の別を記載したバッジ等を付けさせることとし、一般従事者には、氏名を記載した名札又は氏名に加えて「一般従事者」と記載した名札を付けさせること。なお、ストーカー被害やカスタマーハラスメントの防止等の観点から、店舗販売業者が適切に判断し、薬剤師、登録販売者又は一般従事者が氏名に代わって、姓のみ又は氏名以外の呼称を記載した名札を付けることを認めても差し支えないこと。姓のみ又は氏名以外の呼称を記載することとする場合は、店舗販売業者は、店舗の営業時間中に従事する薬剤師、登録販売者又は一般従事者の特定のため、名札への記載名について実名と照合

2 店舗販売業に関する事項

(7) その他

その他の店舗販売業について、次のように定めたこと。

- ⑤ 店舗販売業者は、その店舗に勤務する従事者に、薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるよう名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならないこととしたこと。(新施行規則第142条において準用する新施行規則第15条の2関係)
- なお、薬剤師又は登録販売者には、氏名に加えて「薬剤師」又は「登録販売者」(既存薬種商及び旧薬種商以下「既存薬種商等」という。)であって、登録販売者試験に合格した者とみなされ、販売従事登録を受けた者(以下「みなし合格登録販売者」という。)については併せて「薬種商」と記載しても差し支えないが、この場合において、薬種商に関する説明を表示した掲示を行うこと。)と記載した名札を付けさせるか、氏名を記載した名札に加えて、薬剤師又は登録販売者の別を記載したバッジ等を付けさせることとし、一般従事者には、氏名を記載した名札又は氏名に加えて「一般従事者」と記載した名札を付けさせる。また、名札による区別のほか、衣服等による区別を行うこと。この場合において、一般従事者がいわゆる白衣を着用する等、購入者等からみて紛らわしい衣服を着用させることは避けること。

できるよう把握及び管理すること。

また、名札による区別のほか、衣服等による区別を行うことが望ましいこと。この場合において、一般従事者がいわゆる白衣を着用する等、購入者等からみて紛らわしい衣服を着用させることは避けること。